

京都市告示第 /02 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月18日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類            府 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中山稻荷線	南区久世上久世町746番地地先から	旧	メートル 73.00	メートル 5.90 ~ 8.20
	同町742番地地先まで	新	73.00	6.40 ~ 8.80

(建設局土木管理部道路明示課)